



愛媛県報

発行 愛媛県

平成31年1月11日金曜日 第3042号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県核燃料税条例の施行期日を定める規則..... (税務課) 6
 愛媛県核燃料税条例施行規則..... (") 6

告 示

地籍調査事業計画の公表..... (農政課)18
 地籍調査の成果の認証..... (")18
 保安林予定森林..... (森林整備課)18
 保安林の指定施業要件の変更予定..... (")18
 道路の区域変更(一般国道378号)..... (南予地方局西予土木事務所)19
 道路の供用開始(")..... (")19

公営企業公告

感染性廃棄物処理業務(処分)の委託..... (公営企業管理局総務課)19

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第2号

愛媛県核燃料税条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成31年1月11日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県核燃料税条例の施行期日を定める規則

愛媛県核燃料税条例(平成30年愛媛県条例第48号)の施行期日は、平成31年1月16日とする。

○愛媛県規則第3号

愛媛県核燃料税条例施行規則を次のように定める。

平成31年1月11日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県核燃料税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県核燃料税条例(平成30年愛媛県条例第48号。以下「条例」という。)第10条、第11条第2項、第12条及び第15条の規定に基づき、核燃料税の賦課徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類の様式)

第2条 核燃料税の賦課徴収に関する次の表の左欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該右欄に掲げるところによるものとする。

書類の種類	様式
条例第10条の規定による申告書及び条例第11条第2項の規定による修正申告書	様式第1号
条例第12条の規定による通知書兼納額告知書	様式第2号

2 前項に定めるものを除くほか、核燃料税の賦課徴収に関する書類の様式は、愛媛県県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)第1条の表(2)の項、(5)の項、(8)の項及び(9)の項に規定するところによる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年1月16日から施行する。

(愛媛県核燃料税条例施行規則の廃止)

- 2 愛媛県核燃料税条例施行規則（平成25年愛媛県規則第53号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 条例附則第4項又は第5項の規定の適用がある場合における様式第1号（その2）の規定の適用については、同様式（その2）中「使用前事業者検査確認年月日等」とあるのは、「使用前検査合格年月日」とする。
- 4 愛媛県核燃料税条例（平成25年愛媛県条例第43号）附則第5項の規定によりなおその効力を有することとされている同条例の規定に基づく核燃料税の賦課徴収については、旧規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

様式第1号(第2条、附則第3項関係)

(その1) 価額割用

年 月 日	※ 処 理 事 項	発信年月日				
		通 信 日 付 印	確 認 印			
愛媛県知事	様					
所 在 地						
名 称						
代 表 者 氏 名	⑩					
担当者氏名及び所属課並びに電話番号	〔 局 課 番 〕					
年 月分核燃料税(価額割)		申 告 書 修正申告書				
区 分	課 税 標 準 額	税 率	税 額			
申告額又は修正申告額 ①	円	$\frac{8.5}{100}$	円			
この申告が修正申告である場合は、既に納付の確定した額 ②	/					
この申告により納付すべき税額 ① - ②	/					
今回挿入された核燃料の明細						
発電用原子炉 の 名 称	核燃料の発電 用原子炉への 挿入年月日		年 月 日 (愛媛県核燃料税条例(平成30年愛媛県条例 第48号。以下「条例」という。)第4条第2 項第 号該当)			
課 税 対 象 核 燃 料			課 税 対 象 外 核 燃 料		挿入核燃料 の合計体数	
核燃料の体数 ③	核燃料の重量 ④	核燃料の価額 (課税標準額) ⑤	条例附則第2項 に該当するもの の体数 ⑥	その他のものの 体数 ⑦	③+⑥+⑦	
体	kg	円	/		/	
			/		/	
計	計	計	体	体	体	

備考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 「 年 月分」は、核燃料を発電用原子炉へ挿入した日の属する年月を記載すること。
- 3 ③から⑤までの各欄は、核燃料の単価の異なるごとに区分し、記載すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。

(その2) 出力割用

年 月 日		※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日				
愛媛県知事 様			通 信 日 付 印	確 認 印			
所 在 地							
名 称							
代 表 者 氏 名		⑩					
担当者氏名及び所属課並びに電話番号		〔 局 課 番 〕					
年 月分核燃料税(出力割) 申 告 書 修正申告書							
課 税 期 間		年 月 日 から 年 月 日まで					
区 分		熱出力 ①	課税期間 の月数②	課税標準たる熱出力 ③(①×②/3)	税 率 ④	税 額 (③×④)	
申告額又は修正 申告額	運転に係 る事業	千 kw	月	千 kw	円/千 kw 44,000	円	
	廃止に係 る事業				22,000		
	計 ⑤						
この申告が修正 申告である場合 は、既に納付の 確定した額	運転に係 る事業				44,000		
	廃止に係 る事業				22,000		
	計 ⑥						
この申告により納付す べき税額 ⑤ - ⑥							
発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業の明細							
発電用原子炉の名称	熱出力 ⑦	使用前事業者検査 確認年月日等⑧	認可年月日 ⑨	廃止措置確認 年月日⑩			
	千 kw	年 月 日	年 月 日	年 月 日			
合 計							

備考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 「 年 月分」は、課税期間の末日の属する年月を記載すること。
- 3 課税期間並びに税率が同一である複数の発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業について申告書又は修正申告書を提出する場合は、①の欄は、これらの発電用原子炉の熱出力を合計した値を記載すること。
- 4 ③の欄は、1,000キロワット未満の端数は切り捨てて記載すること。
- 5 「発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業の明細」は、熱出力その他の事項を発電用原子炉ごとに記載すること。
- 6 ⑦の欄は、愛媛県核燃料税条例（平成30年愛媛県条例第48号。以下「条例」という。）第7条第3項に規定する熱出力を記載すること。
- 7 ⑧の欄は、条例第5条第3項に規定する課税期間に係る申告書又は修正申告書を提出する場合に記載すること。
- 8 ⑨の欄は、条例第5条第4項に掲げる課税期間に係る申告書又は修正申告書を提出する場合に記載すること。
- 9 ⑩の欄は、条例第5条第5項に規定する課税期間に係る申告書又は修正申告書を提出する場合に記載すること。
- 10 不要の文字は、抹消すること。

(その3)核燃料物質重量割用

年 月 日	※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日				
		通 信 日 付 印	確 認 印			
愛媛県知事	様					
所 在 地						
名 称						
代 表 者 氏 名	㊞					
担当者氏名及び所属課並びに電話番号	〔 局 課 番 〕					
年度分核燃料税 (核燃料物質重量割)		申 告 書 修正申告書				
区 分	課税標準たる使用済燃 料の重量①	税 率	税 額			
申告額又は修正申告額②	kg	円/kg 500	円			
この申告が修正申告である場 合は、既に納付の確定した額③	/					
この申告により納付すべき税額 ②-③	/					
賦課期日 (年4月1日) 現在において発電用原子炉施設に貯蔵されている使用済燃料の 明細						
使用済燃料が貯蔵されている 施設の名称	使用済燃料の体数		使用済燃料の重量			
	体		g			
合 計						

備考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 「 年度分」は、条例第6条第2項に規定する賦課期日の属する年度を記載すること。
- 3 複数の発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵について申告書又は修正申告書を提出する場合は、①の欄は、当該使用済燃料の重量を合計した値を記載すること。
- 4 ①の欄は、1キログラム未満の端数は切り捨てて記載すること。
- 5 「賦課期日 (年4月1日) 現在において発電用原子炉施設に貯蔵されている使用済燃料の明細」は、使用済燃料の体数及び重量を当該使用済燃料が貯蔵されている施設ごとに記載すること。
- 6 不要の文字は、抹消すること。

様式第2号(第2条関係)

(その1) 価額割用

通知書兼不足税額等納額告知書			
所在地	様	年 月 日	
		愛媛県知事	印
<p>年 月分の核燃料税(価額割分)について課税標準額等が次のとおり更正・決定されましたから通知します。</p>			
区 分	課 税 標 準 額	税 率	税 額
更正・決定額	円	$\frac{8.5}{100}$	円
既に納付の確定した額		/	
差引不足税額		/	
加 算 金 額	基 準 額	乗 率	金 額
過少申告加算金	円	$\frac{\quad}{100}$	円
		$\frac{\quad}{100}$	
	計	/	
不申告加算金		$\frac{\quad}{100}$	
		$\frac{\quad}{100}$	
	計	/	
重加算金		$\frac{\quad}{100}$	
<p>上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。 なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、 年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年 パーセント、 年 月 日以後の期間については年 パーセント(当該期間のうち 年 1月 1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p>		納 付 の 場 所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定金融機関 ・ 指定代理金融機関 ・ 収納代理金融機関 ・ 県が収納の事務を委託した者 ・ 地方局
<p>注意</p> <p>1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。</p> <p>2 この更正、決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで更正、決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ア 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>			

備考

- 1 延滞金の割合の変更が2回以上ある場合は、「までの期間については年パーセント」の下に「、年 月 日から 年 月 日までの期間については年パーセント」を適宜追加して記載すること。
- 2 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「までの期間については年パーセント」とあるのは「までの期間については年パーセント（当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）」と、「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。））」とあるのは「特例基準割合」と記載すること。
- 3 「納付の場所」欄の「指定金融機関」欄、「指定代理金融機関」欄、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」欄は、それぞれ該当する金融機関、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者を記載すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。

(その2) 出力割用

通知書兼不足税額等納額告知書						
所在地						年 月 日
様						愛媛県知事 印
年 月分の核燃料税（出力割分）について課税標準たる熱出力等が次のとおり更正・決定されましたから通知します。						
更正・決定に係る課税期間		年 月 日から			年 月 日まで	
区 分	熱出力 ①	課税期間 の月数②	課税標準たる熱出力 ③(①×②/3)	税 率 ④	税 額 (③×④)	
	千 kw	月	千 kw	円/千 kw	円	
更正・決定額	運転に係る事業			44,000		
	廃止に係る事業			22,000		
	計					
既に納付の確定した額	運転に係る事業			44,000		
	廃止に係る事業			22,000		
	計					
差引不足税額						
加算金額		基準額		乗率	金額	
					円	
過少申告加算金				100		
				100		
		計				
不申告加算金				100		
				100		
		計				
重加算金				100		
上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。 なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し、年 月 日から 年 月 日までの期間については年パーセント、年 月 日以後の期間については年パーセント（当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。				納付の場所		<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定金融機関 ・ 指定代理金融機関 ・ 収納代理金融機関 ・ 県が収納の事務を委託した者 ・ 地方局

注意

- 1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
- 2 この更正、決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで更正、決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。
 - ア 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考

- 1 延滞金の割合の変更が2回以上ある場合は、「までの期間については年 パーセント」の下に「、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年 パーセント」を適宜追加して記載すること。
- 2 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「までの期間については年 パーセント」とあるのは「までの期間については年 パーセント（当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）」と、「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）」とあるのは「特例基準割合」と記載すること。
- 3 「納付の場所」欄の「指定金融機関」欄、「指定代理金融機関」欄、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」欄は、それぞれ該当する金融機関、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者を記載すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。

(その3)核燃料物質重量割用

通知書兼不足税額等納額告知書			
所在地		年	月 日
様			
	愛媛県知事		印
年度分の核燃料税（核燃料物質重量割分）について課税標準たる使用済燃料の重量等が次のとおり更正・決定されましたから通知します。			
区 分	課税標準たる使用済燃料の重量	税 率	税 額
更正・決定額	kg	円/kg 500	円
既に納付の確定した額		/	
差引不足税額		/	
加 算 金 額	基 準 額	乗 率	金 額
	円	100	円
過少申告加算金		100	
	計	/	
不申告加算金		100	
	計	100	
重 加 算 金		100	
上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。 なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し、年 月 日から 年 月 日までの期間については年パーセント、年 月 日以後の期間については年パーセント（当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。		納 付 の 場 所	・指定金融機関 ・指定代理金融機関 ・収納代理金融機関 ・県が収納の事務を委託した者 ・地方局
注意 1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。 2 この更正、決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで更正、決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。 ア 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。 イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。			

備考

- 1 延滞金の割合の変更が2回以上ある場合は、「までの期間については年 パーセント」の下に「、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年 パーセント」を適宜追加して記載すること。
- 2 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「までの期間については年 パーセント」とあるのは「までの期間については年 パーセント（当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）」と、「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）」とあるのは「特例基準割合」と記載すること。
- 3 「納付の場所」欄の「指定金融機関」欄、「指定代理金融機関」欄、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」欄は、それぞれ該当する金融機関、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者を記載すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。

(その4)

加算金決定通知書兼納額告知書

年 月 日

所在地

様

愛媛県知事

印

年 月 (年度) 分の核燃料税 (価額割・出力割・核燃料物質重量割分) について、地方税法 (昭和25年法律第226号) 第 条第 項該当のため徴収すべき 加算金が次のとおり決定されましたから通知します。

加 算 金 額	基 準 額	乗 率	金 額
	円	100	円
過 少 申 告 加 算 金		100	
	計		
不 申 告 加 算 金		100	
	計		
重 加 算 金		100	

上記の加算金額を 年 月 日までに納付してください。

納付の場所

- ・ 指定金融機関
- ・ 指定代理金融機関

- ・ 収納代理金融機関

- ・ 県が収納の事務を委託した者

- ・ 地方局

注意

- 1 この決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に愛媛県知事に審査請求をすることができます。
- 2 この決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として (愛媛県知事が被告の代表者となります。) 提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該裁決を経ないで決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。
 - ア 審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考

- 1 「納付の場所」欄の「指定金融機関」欄、「指定代理金融機関」欄、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」欄は、それぞれ該当する金融機関、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者を記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。

告 示

○愛媛県告示第10号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する平成30年度の事業計画を、平成30年12月21日次のとおり定めた。

平成31年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
松 山 市	内宮地区の一部	平成31年 3月20日まで	地籍調査
	勝岡地区の一部	〃	〃
	藤野地区	〃	〃
	城山地区	〃	〃
	西垣生地区（北部）	〃	〃（概況調査）
	馬木地区の一部	平成31年 3月31日まで	地籍調査
	和気地区	〃	〃
	南吉田地区の一部	〃	〃
	恩地地区	〃	〃
	大井野地区	〃	〃
上総地区	〃	〃	
水口地区	〃	〃	

○愛媛県告示第11号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成31年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
大洲市	菅田の一部等2単位区域	平成28年度から平成29年度まで	大洲市（菅田及び宇津の一部）の地籍図及び地籍簿
大洲市	新谷第25計画区	平成28年度から平成29年度まで	大洲市（新谷の一部）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成31年 1月11日

○愛媛県告示第12号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保安林予定森林の所在場所

松山市泊町257

2 指定の目的

魚つき

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第13号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西条市丹原町楠窪4号1の1、4号1の33から4号1の35まで

- (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西条市丹原町楠窪4号1の1から4号1の7まで、4号1の13、4号1の15から4号1の20まで、4号1の22から4号1の24まで、4号1の27から4号1の29まで、4号1の31から4号1の42まで、4号76の1から4号76の6まで、4号76の8から4号76の11まで、4号76の13、4号76の15から4号76の17まで、4号76の19、4号76の21、4号76の23から4号76の26まで、4号76の28、4号76の29、4号76の35、4号76の37、4号76の40から4号76の42まで、4号76の46、4号76の49から4号76の66まで、4号76の68、4号76の70、4号76の71、9号54、9号57、9号60から9号63まで

- (2) 保安林として指定された目的

干害の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第14号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成31年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西予市明浜町宮野浦甲1760番地先から 同町宮之浦甲1761番地先まで	旧	メートル 5.0～6.0	キロメートル 0.050	
		西予市明浜町宮野浦甲1760番2から 同町宮之浦甲1742番3まで	新	5.0～11.0	0.050	

○愛媛県告示第15号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成31年 1月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市明浜町宮野浦甲1760番2から 同町宮之浦甲1742番3まで	平成31年 1月11日

公 営 企 業 公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。
平成31年 1月11日

愛媛県立中央病院長 西 村 誠 明

1 入札に付する事項

- (1) 件名
感染性廃棄物処理業務委託（処分）
- (2) 委託業務名及び予定数量
感染性廃棄物処分業務：約4,800,000リットル
- (3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書等による。
- (4) 委託期間
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所
松山市及び近隣市町にある処理施設に限る。
- (6) 入札方法

入札金額は、1リットル当たりの単価を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について平成29年度から平成31年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 委託業務と同程度の業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県立中央病院事務局総務医事課会計係
〒790 0024
愛媛県松山市春日町83番地
電話 (089)947 1111 内線 5528
 - (2) 入札書の受領期限
平成31年2月27日（水）午後1時30分
 - (3) 入札説明書の交付等
- ア 交付期間
平成31年1月11日（金）から2月4日（月）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）
- イ 交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成31年2月27日（水）午後1時30分
愛媛県立中央病院 管理棟4階会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を履行できることを証明する書類を、平成31年2月4日（月）までの執務時間中に3(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be rendered: Disposal of Infectious Waste for Ehime Prefectural Central Hospital , approximately 4 ,800 ,000 liters

(2) Time limit of tender: 1:30 p . m . , 27 February 2019

(3) For further information , please contact: Accounting Section , General and Medical Affairs Division , Secretariat , Ehime Prefectural Central Hospital , 83 Kasugamachi , Matsuyama , Ehime 790 0024 Japan
TEL 089 947 1111 Ext 5528